

# 令和4年度べにばないんげん「常陸大黒」生産振興方針

## 1 基本方針

「常陸大黒」は、茨城県農業総合センターが育成し、平成14年に品種登録した日本で唯一の黒単色のベニバナインゲン品種である。冷涼な気候に適するため、県内の栽培適地は中山間地域に限られているが、特産物として主に加工品として利用されてきた。近年では産地と大手スーパーとの連携によるブランド化の取組や生豆販売など、販売方法も多様化している。

一方で、生産面では気象条件により収穫量が変動しやすいこと、販売面では価格が高いことなどから、安定的な生産・供給と販売が課題となっている。

こうした状況を踏まえ、「常陸大黒」を本県のブランド品目として推進するため、県、市町村及び関係機関が一丸となって産地支援を行うものとする。

## 2 生産対策

常陸大黒の作柄は、猛暑や台風、早霜等天候に左右されやすいことから、以下の取組を指導することにより、高品質安定生産に向けた生産現場の栽培管理能力向上を図る。

- (1) 栽培適地（排水性が良い、冷涼な気候、強い西日があたらないなど）で作付する。
- (2) 品種の特長（黒単色、大粒など）を維持するため、種子更新に努める。
- (3) 土壌病害を防ぐため、紙ポット移植や夏季の地温上昇を抑える白黒Wマルチの利用、亜リン酸肥料の施用等を行う。また、輪作を基本とし、土壌病害の軽減効果が期待される輪作作物（丹波系ツクネイモやマメ科牧草）の導入を図る。やむを得ず土壌病害発生ほ場に作付する場合には、同系統薬剤の連用を回避する等、薬剤耐性菌の出現に留意の上、防除を行う。
- (4) 高温期の開花を避け着莢率の向上を図るため、7月中旬頃に定植する。併せて、適正施肥・病虫害の適期防除、適期収穫に努める。
- (5) 収穫後は、十分に天日乾燥する。
- (6) 常陸大黒選別基準に準じて選別する。
- (7) 収穫・調製後の保管にあたっては、高湿度、高温や大幅な温度の変化、直射日光が当たる条件下などを避け、保管中の病虫害の発生に注意し（保管用の紙袋は虫害防止の面から一空袋の利用を避ける。）管理する。

## 3 生産者要件

生産者は、高品質な常陸大黒を生産するため、以下に定める要件を遵守するよう努めるものとする。

- (1) すべて茨城県内で作付けする。
- (2) 普通作物栽培基準等、県の作成した栽培マニュアルを遵守する。

- (3) 生産物はすべて食用として販売または自家消費するものとし、種子転用を行わない。
- (4) 毎年度、栽培申込書兼生産計画書（様式第1号）及び生産販売実績書（様式第3号）を常陸大黒生産連絡協議会に提出する。  
ただし、JA・団体へ出荷する場合は、生産者は集荷団体へ様式第1号及び様式第3号を提出し、集荷団体が生産計画書（様式第2号）及び生産販売実績書（様式第3号）に取りまとめて常陸大黒生産連絡協議会事務局へ提出する。

#### 4 販売・流通対策

以下の取組を指導することにより、販売と流通の促進を図る。

- (1) 農業者、農業団体、県、市町村及び企業等が協力して販路拡大と広報活動を行う。
- (2) 購買需要を喚起するため、加工品の開発や販売活動を促進する。
- (3) 既存の大口需要者の需要を拡大しつつ、新たな販路の確保に向け加工業者等とのマッチングを促進する。
- (4) 中山間地域の特産品として、関係機関等と連携しながら、広報活動に取り組みブランド力の強化を目指す。
- (5) 消費者への生豆の販売については、常陸大黒生産連絡協議会で認められた者が、種苗法上の注意事項を明記の上、販売する。
- (6) 加工を前提とした飲食店及び問屋等への生豆販売については、収穫物（生豆）が種子へ転用されないことがないように、種苗法上の注意事項を通知した上で行う。
- (7) 生豆を飲食店、問屋等に販売する場合は、販売元となる集出荷団体が販売先の情報把握に努め、販売量及び販売先リストを毎年1月末までに常陸大黒生産連絡協議会事務局へ提出する。

なお（5）～（7）については、育成者権の存続期間が7月10日に満了となるため、7月11日以降は、廃止するものとする。

## 5 生産数量

### 栽培面積・生産量の実績

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4 (計画)
栽培面積 (a)	153	210	203	437	472	347	230	108	84	59	51.5
生産量 (t)	1.3	2.4	4.1	6.9	4.7	7.3	3.4	1.5	0.6	0.9	調査中
単収 (kg/a)	8	11	20	16	10	21	15	14	7	16	15 <sup>注1</sup>

注1：予想単収は、平成29年から令和3年の5か年平均から15kg/aとした。

## 6 推進体制

常陸大黒生産連絡協議会において、生産対策及び販売・流通対策等について情報交換と協議を行う。

なお、詳細については「常陸大黒生産連絡協議会設置要領」で定めることとする。